

領家自治会マップ



領家地区にお住まいの皆様へ

みんなでつくろう住みよい領家

自治会は、一定の地域に住む人たちが、安全で安心して快適に暮らせる住みよいまちづくりを目指し、その実現のために、お互いに協力して、自主的に結成・運営している団体です。

領家自治会



～自治会の役割とは～



地域課題の解決の場

私たちの日々の暮らしの中には、地域におけるごみの問題、一人暮らし高齢者の見守り、子どもたちの安全確保や、青少年の非行防止、防災・防犯、交通安全、道路や公園などの環境整備、まちの美化など様々な課題があります。

これらの中には、個人や家庭の努力だけでは解決できない問題もあり、地域として対応することが必要となっています。

自治会では、このような問題に対して、地域で話し合い、利害を調整し、地域の共通の課題として解決しています。

また、自治会だけで解決できない問題に対しては、住民の総意をまとめ、行政や関係機関に積極的に働きかけ、解決に向けて活動しています。

地域の連帯と親睦

最近では、ご近所付き合いが希薄になっている傾向がみられ、児童虐待や高齢者の孤独死などの問題も生じています。

一方で、阪神大震災では多くの人が近隣の人に助け出されたという報告があり、特に東日本大震災以降、地域の絆の大切さがあらためて見直されています。

自治会は、さまざまな活動を通じて、住民同士がふれ合い、話し合い、協力し合い、お互いの顔が見える関係を築きながら、親睦や交流を深め連帯感を培う場にもなっています。

このように、自治会は、住民同士が協力しながら、地域コミュニティづくりの中心的な担い手として活動しています。

ご意見・お問い合わせ先
ryoke.jichikai@gmail.com

領家自治会
ホームページ



領家自治会紹介
リーフレット



～領家自治会ではこんな活動をしています～

防災活動

町の防災組織として災害時に備えた防災資材の備蓄や自治会独自の防災訓練を実施しています。

また、他の自治会、学校関係者、自治体と連携して地域防災拠点の運営に関わり、「いざという時」のための活動を行っています。



防犯・防災

防犯パトロール

まちの安心安全を守るため、毎週土曜日、班長さんを中心に、シニアクラブや有志の協力を得て防犯パトロールを実施しています。



まちの美化活動

住民のみなさんの協力による公園や遊歩道の清掃活動や、ごみの集積所の管理を行うなど、みんなで協力して、きれいで住みよいまちづくりに取り組んでいます。

各家庭においてもごみの出し方（収集曜日、分別、ペールの利用など）や輪番による集積所の清掃等に協力をお願いしています。



環境美化

資源集団回収

横浜市の資源集団回収を実施しています。登録業者が定期的に資源ごみを回収し、その量に応じて支払われる奨励金は、自治会の貴重な財源となっています。



防犯カメラの設置

地区内の20箇所に設置した防犯カメラが私たちの暮らしを見守っています。泉警察署と綿密に連携し交通事故の防止や犯罪の抑止に役立っています。



地域コミュニティづくり

イベント活動

夏祭りや餅つき大会など子どもたちのふるさとづくり・思い出づくりや、世代をこえた住民同士の交流を目指し、様々なイベントを実施しています。



交流・親睦

健康福祉活動

子育てサロンや健康体操サロンを開催し、地域全体で子育て中の世帯や世代をこえた住民の健康づくりを応援しています。



クラブハウスの利用

会員相互の親睦やコミュニケーションを図るための各種イベントやサークル活動、会合に利用できるクラブハウスが各丁目に一つずつあります。それぞれ大きさやつくりが異なり、目的にあったクラブハウスを格安の料金で利用できます。

お祝い・お悔やみ

誕生祝い金

会員資格を持つご家庭に、2023年4月1日以降お子様が誕生したときには、誕生祝い金を贈呈します。

入学祝い金

会員資格を持つご家庭のお子様が、2023年4月1日以降小学校に入学したときは、入学祝い金を贈呈します。

敬老お祝い記念品

その年に77歳を迎える会員の皆様に、長寿をお祝いして記念品を贈呈します。

弔慰金

会員のご家庭で、同居のご家族がお亡くなりになったときは、弔慰金をお渡しします。

福利厚生



情報

広報活動

行政からの情報や地域の様々な情報を回覧板や掲示板で住民のみなさんへお知らせしています。これからはホームページなども大いに活用し、早く、広く、みなさんへ情報をお届けできるように、また、みなさんの声を自治会活動に反映できるようにしていきたいと考えています。

会費

自治会を運営するため、会員の皆様から会費をいただいています。1世帯当月額500円で、上期、下期の半期ごとに各3,000円を徴収しています。期の途中に入会した世帯（再入会世帯は除く）は入会した期の翌期分より会費をいただきます。

運営